

天海訴訟を支援する会

ニュース 2018/9/19 No. 18

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ 等 振込先<新規開設>
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を

第 16 回口頭弁論

「給付の途絶」に陥ることを、被告はどう認識していたのか・・・証人尋問を請求

7月24日に第16回口頭弁論が行われました。

今回は原告側から、

- 1 証人尋問の請求
2. 原告の日常生活の現状の陳述が行われました。



原告側から千葉市長以下千葉市の福祉担当者への証人尋問を請求しました。被告側からは特段の反応はなく、今後具体的な証人要求を見て、対応すると答えました。

原告側からは原告本人のほか、原告の状況をよく知る人、制度について専門知識のある人などを立てたいとの弁護団の方針です。(P3 参照)

原告陳述 (P2 参照) で、天海さんはヘルパーがいなければ日常生活が送れないこと、社会活動にも参加できなくなることを具体的に述べ、千葉市がヘルパー派遣を打ち切ったことは生存を脅かすことだと主張しました。

今回の傍聴には猛暑を押して、50人近い大勢の方々に詰めかけていただきました。ここの所、傍聴者の数が減り気味であったため、八田代表に檄文を書いていただき、ニュースやチラシで傍聴支援を呼びかけました。また労組事務所や団体など、常勤者のいる事務所を直接訪問するなどの取り組みも行い、それらの成果が出たものと感じ

ています。

報告集会は約40人が参加し、質問や意見が相次ぎました。「傍聴人が多かったせいか、いつもより裁判長の声が大きかった」という感想もありました。今後も傍聴人増加に力を入れたいと思います。

なお、今回は熱中症対策として、頭宣伝は行いませんでした。

前回裁判所へ申し入れた、車いす傍聴席の増加要望に対し、「裁判長から許可が出なかった」と書記官から伝えられました。裁判は憲法第82条により公開が原則です。傍聴席に余裕があるのに車いすを4席に制限することは裁判の公開を実質的に狭めることになり問題です。この件はさらに検討し、再度要求したいと考えます。

<次回:第17回口頭弁論>

10月2日(火)

14:00 開廷

12:30～ きぼーる 前で街頭宣伝

裁判所まで行進

閉廷後、県弁護士会館で報告集会の予定

原告 陳述書

1 はじめに

私は、この裁判の原告です。私の一日の生活や、その際、どんな支援を受けているかについてお話し致します。

2 一週間の流れ

私は、月曜日から土曜日までは、ヘルパーさんに午前中に自宅に来てもらい、2・3時間程度、生活支援をしてもらっています。また、火曜日と木曜日は、ヘルパーさんが帰った後の午前中の時間帯に、理学療法士や作業療法士の方に自宅に来てもらい、1時間程度、健康観察や動作練習をしてもらっています。

3 午前中について

私は、朝6時頃起床します。自分でベッドから室内用の車椅子に移乗して、トイレに行きます。トイレでは、手すりにつかまって自分で立ち上がり、便器に座り、用をたします。

ヘルパーさんが来たらすぐに入浴できるように、前日にヘルパーさんが栓をしてくれている浴槽に、ボタンを押してお湯を張り、ヘルパーさんが来る30分前には、玄関の鍵を開けておき、新聞やテレビを観て過ごします。

月曜日は7時50分、土曜日は8時、その他の曜日には8時半に、ヘルパーさんが来てくれます。

ヘルパーさんには、まず窓を開けて換気をしてもらった後、入浴の準備をしてもらいます。

私が車椅子で浴室の前まで移動し、手すりにつかまって立っている間に、服を脱がせてもらいます。自分で風呂椅子に座り、浴槽の上に掛けた板に座り、浴槽に入りますが、最後の浴槽に入る部分は、ヘルパーさんに支えてもらわなければ出来ません。

10分間、湯に浸かった後、ヘルパーさんと呼んで、抱えてもらいながら浴槽を出て風呂椅子に座り、髪や体を洗ってもらいます。下半身は、スポンジを使って自分で洗いますが、その他の部分はヘルパーさんに洗ってもらいます。

髪や体を洗い終わった後、再度、支えてもらいながら浴槽に入り、10分間、湯に浸かります。合計20分間浸かった後、ヘルパーさんと呼んで湯船を出て、浴室前の手すりにつかまって立っている間に、ヘルパーさんに体を拭いてもらい、車椅子に座って、しばらくは体を冷まします。

ヘルパーさんは、私が湯船に浸かっている間や、風呂を出て私が体を冷ましている間に、朝食の用意をしてくれています。私は、鍋・やかんを



持つことや、ガ

原告の天海正克さん

スコンロを点火すること、電子レンジを使うことができないため、自炊をすることは出来ません。

風呂から出て体を冷ました後、ヘルパーさんに服を着せてもらい、用意してもらった朝食を食べます。食事については、箸を持つことはできませんが、フォーク等を用意してもらえれば、ヘルパーさんの介助を受けずに、自分で食べることができます。

私が食事をとっている間に、ヘルパーさんは、掃除、ゴミ出し、洗濯、ベッドメイク、浴室の後片付け等を行ってくれます。

食事が終わった後は、常用している痛み止めやビタミン剤をヘルパーさんに用意してもらい、皮膚科で処方されている塗り薬を手足に塗ってもらいます。また、ヘルパーさんに、歯磨きをしてもらい、髪をワックスで固めてもらい、髪を立たせています。髭剃りについては、自分で電気カミソリをあてます。

金曜日は、ヘルパーさんが8時半から12時まで居てくれることになっているので、毎日の食事を作ってもらうための食材を買いに行ってもらいます。土曜日に来るヘルパーさんに、金曜に買った食材を小分けにして保存してもらいます。

火曜日と木曜日は、ヘルパーさんが帰った後、理学療法士や作業療法士の方に来てもらい、手足の拘縮を防ぐため、マッサージをしてもらいます。また、筋力を維持するため、車椅子に荷物を載せて押して歩く練習や、ゴムを引っ張る等の運動を手伝ってもらっています。

整形外科と皮膚科には、月1回程度、自分で車椅子に乗って通っていますが、以前から通っていた歯科医院は、車椅子が入れないので、家まで往(P3へ)

診してもらっています。

4 午後について

ヘルパーさんやセラピストさんらが午前中いっぱい帰った後、午後1時か2時頃、私はほぼ毎日、玄関で外出用の電動車椅子に乗り換えて、事務所に向かいます。靴は自分で履くことができます。

私は、自操用の電動車椅子を、ジョイスティックレバーを使って操作することが出来ますが、段差等で転倒してしまうことがあります。一度転倒してしまうと、自力で起き上がることができないため、誰かに助けをもらうまで、身動きができません。

家から電動車椅子で、最寄り駅までは、10分くらいで着くのですが、電車に乗るまでは、かなり待たされる場合があります。というのも、車椅子に乗っている私が電車に乗り降りをするためには、電車とホームの隙間にスロープ板を置くなど、駅員さんに介助してもらう必要があるからです。

私は、障害者の生活と権利を守る千葉県連絡協議会という団体の代表者をしており、幕張に事務所を借りて、日中は事務所で作業をし、会合等に参加することもあります。

私は、キーボードを打つことができるので、パソコン等を使って文書を作成することができます。昼食は、パン等を買って食べることが多いのですが、パン屋では、店員に商品を取ってもらい、購入しています。飲み物は、取手があれば、自分で持って飲むことができます。

5 帰宅・就寝

出勤した日は、夜八時くらいまで事務所で働き、夕食を外食で済ませた後、電車に乗って帰宅します。ラッシュの時間はさけるようにしていることもあり、帰宅するのは夜10時半頃になります。

帰宅すると、自力で室内用の車椅子に移乗し、上着を脱ぎ、入れ歯を洗浄液に浸します。

その後は、テレビを観たり、タブレットパソコンでメールを確認したりした後、就寝します。ボタンを外すことができないので、上着を脱ぐくらいで、そのままベッドに入ります。

6 まとめ

現在の私は、移動と排泄については、車椅子や手すりを使うことで、何とか行っていますが、食事、更衣、入浴、整容その他については、ヘルパーさんの助けを受けなければ、成り立ちません。

一週間のうち、日曜日だけはヘルパーさんが来ま

せんが、月曜日から土曜日まで、週6日間、ヘルパーさんが来てくれることで、何とか自分の健康と生活が維持できています。

第16回口頭弁論での原告側主張の概要

原告準備書面11から引用

1 原告の生活状況

原告は、千葉市花見川区の自宅において一人暮らしをしているところ、四肢の障害のため、調理、洗濯、清掃、ゴミ出し等の家事のみならず、洗顔、歯磨き、入浴、着替え等にも介助が必要であり、平成16年以降は、日曜日を除く週6日、いずれも午前中にヘルパーの派遣を受けている（身体介護及び家事援助）。ヘルパーの助力なくしては、原告の生活は全く成り立たないのであり、平成26年8月1日付でなされた本件処分が、原告の生存を危機にさらすものであったことは明らかである。

2 人証の準備について

(1) 被告は、平成29年7月18日付準備書面(6)において、「被告は、『原告による介護保険認定申請を平成26年7月末日まで待つこととし、その間は障害福祉給付の申請についての却下決定はしない。』との方針を定めていた。」との原告主張事実を認めながら、平成30年1月19日付準備書面(7)においては、「本件処分は意識的に8月1日を待って行われたものではない。」との主張をしている。原告としては、「原告による介護保険認定申請を平成26年7月末日まで待つこととし、その間は障害福祉給付の申請についての却下決定はしない。」との方針がいかなる経緯により決定されたのか、上記の方針によって、原告が「給付の途絶」に陥ることにつき、被告がいかなる認識を有していたのか、上記方針を定めつつ、「本件処分は意識的に8月1日を待って行われたものではない。」とはいかなる意味であるか等につき、被告担当課職員に対する尋問を行いたいと考えており、その準備のため、本件の事実経過を記した被告担当課職員の陳述書の証拠提出を求める。

(2) 被告は、「原告が主張する (P4 へ)

『満65歳に達する以前から障害を負い、その障害を原因として、自立支援給付を受けていた障害者が、同一の障害につき、同一の給付を介護保険から受けるに伴い、新たに利用者自己負担が発生する場合に法第7条を適用しない』という処分を求めることは、法に基づいて本件処分を行った被告に対し、法に基づかない独自の解釈による処分を求めることにほからならず、不可能を強いるものである。」旨主張しており、被告の主張は、上記を核とするものと考えられる。しかしながら、「介護保険法に基づく要介護認定等の申請勧奨に応じないまま65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用申請があった場合」につき、「法第7条に基づき、当該障害福祉サービスの利用申請を却下する。」との対応をする自治体が、極めて少数である事実は、本件においてすでに明らかとなっており、上記「介護保険法に基づく要介護認定等の申請勧奨に応じないまま65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用申請があった場合」につき、「障害福祉サービスの受給決定をする。」ことは、少なくとも「不可能」とは言えず、また、厚生労働省により、これが否定されているとの事実も存しない。他の多くの自治体においてなされている、満65歳に達する前から障害福祉給付を受けていた障害者に対する、満65歳到達後の障害福祉給付の受給決定が、なにゆえ千葉市においてはなされなかったのかという本件の根幹につき、原告としては、処分行政庁である千葉市長、あるいは、被告担当課職員のいずれかの尋問を行い、公開法廷において、問いたい。



＜次回:第17回口頭弁論＞

10月2日(火)

14:00 開廷

**12:30～ きぼーる 前で街頭宣伝
裁判所まで行進
閉廷後、県弁護士会館で報告集会の予定**

浅田訴訟の岡山地裁 勝利判決を みんなのものに!

障全協(障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会)主催の「65歳問題懇談会」が7月30日に岡山市で行われました。2回目の集まりです。

天海訴訟、岡山の浅田訴訟、愛知の舟橋・上田支援する会、障全協の関係者が集まり、千葉からは天海原告、向後弁護団長、支援する会矢崎さん3人が参加し、天海訴訟の現況を報告しました。

愛知の上田さんは、「2015年11月から2箇月おきに自立支援給付の更新申請を行い、介護保険の利用勧奨については「利用しません」と言っています。65歳問題のスタートは役所の窓口で「介護保険は利用しません」と宣言することから始まります。障害福祉サービスを利用するかぎり継続申請が求められ、息の長い取り組みが必要」と話しました。

意見交換の最後に、障全協白沢事務局長から「障害者支援法第7条の廃止と介護保険制度の抜本的な解決を実現させることなしに、65歳問題は解決できない。運動の具体化を目指したい」との締めくくりの発言がありました。

控訴審1回で結審 判決は12月13日

岡山・浅田訴訟

全面的な勝利判決となった浅田訴訟は、被告の岡山市が控訴し広島高裁岡山支部で控訴審が始まりました。

第1回口頭弁論は9月11日に開かれ、浅田さんと弁護団長が陳述しました。市側からは陳述はなく、裁判長から12月13日に判決言い渡す旨発言がありました。

報告集会で、浅田さんの弁護人から「地裁判決を覆す場合、裁判長から新たな資料提出を求められたり、釈明を求められたり、更には公判も2回3回とあるものだが、今回はなにも求められていないのでたぶん勝ったと思う」と説明がありました。

浅田さんの全面勝利岡山地裁判決が高裁でどのように判断されるのか、関心が高まっています。